

高齢化により変化していく社会モデル（第3回）

～地域共生社会の実現～

「高齢化により変化していく社会モデル」として、第1回は介護保険制度の歴史と基本的な仕組みや医療・介護分野をとりまく状況について、第2回では、住み慣れた地域で医療、介護、住まい、予防、生活支援サービスが包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」について述べてきました。

第3回（最終回）となる本稿では、新たな地域福祉のあり方としての「地域共生社会」について述べたいと思います。

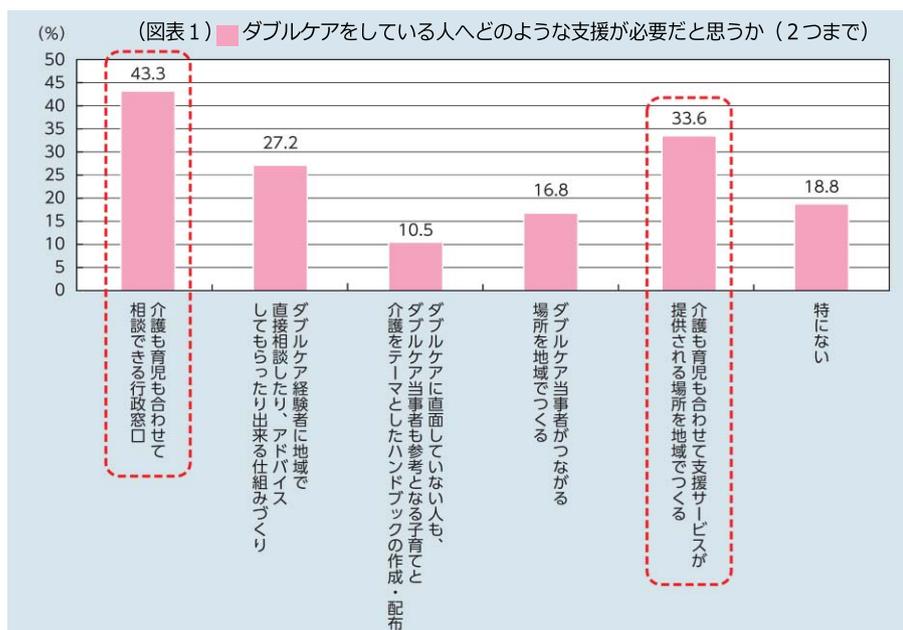
地域共生社会とは

「地域共生社会」とは子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会です。

地域包括ケアシステムの体制整備は行政が中心となり行っていますが、地域での担い手として、住民を含む多様な主体の参加と支え合いが重要となります。そして、支え合いを実現するためには、これま

での支え手と受け手に分かれた社会から、皆が役割を持ち自分らしく活躍できる社会を目指す必要があります。政府は2016年6月に閣議決定した「ニッポン一億総活躍プラン」において、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンを実行するものとして、地域共生社会を提示しました。

地域社会では、戦後、核家族化等を背景に地縁や血縁といった伝統的なつながりが弱くなり、地域の助け合い機能が低下してきました。このような社会



※ダブルケアとは、育児と介護が同時進行する状況

資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢化社会に対する意識調査」（2016年）

（注）調査対象は、全国の40歳以上の男女。回答数は3,000人。

構造の変化に対応し、それまで家族や地域が果たしてきた支え合いの機能を、介護や保育など公的な支援制度が代替しており、今では中心的な役割を担っています。

共働き世帯の増加や高齢者の増加により子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となっています。高齢者介護・障害児者福祉・子育て支援・生活困窮者等様々な分野において、地域全体で支える力を再構築することが求められています。

昨今では様々な分野の課題が絡み合って複雑化したり、一つの世帯で複数分野の課題を抱えるといった状況がみられ、対象者を制度に当てはめるこれまでの福祉サービスのあり方では、適切な支援を受けられないといった問題があります。

一例として挙げられるのが、第2回でも述べた同時期に介護と育児の両方に直面する「ダブルケア」の問題です。

厚生労働省が行った調査では「ダブルケアをしている人へどのような支援が必要だと思うか」という質問に対して、「介護も育児も合わせて相談できる行政窓口」「介護も育児も合わせて支援サービスが提供される場所を地域でつくる」という回答が突出して

多く、様々な分野の課題に対し包括的な福祉サービス提供が求められていることがわかります（図表1）。

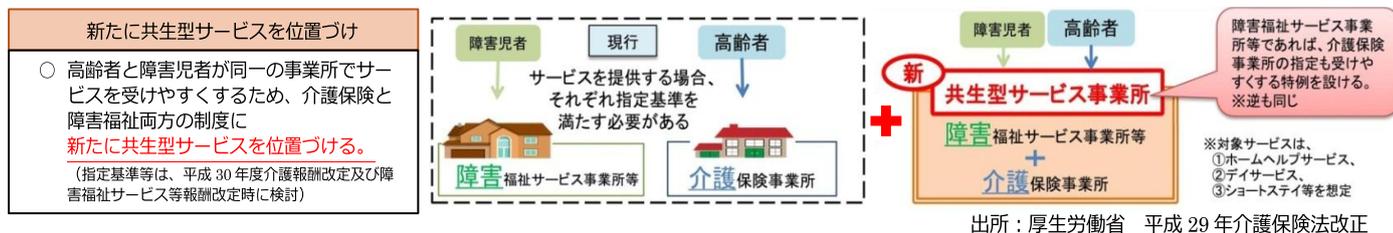
厚生労働省は、地域共生社会の実現を加速させるため、2016年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。他人事になりがちな地域づくりを地域住民が我が事として主体的に取り組む仕組みや、市町村による地域づくりの取組みの支援、丸ごとの総合相談支援の体制整備等について、縦割りを排して横断的に幅広く検討を行うためのものです。

また、丸ごと支援の推進策として、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」が、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時において実際に検討される予定です（図表2）。

また図表3の事例のように地域毎の取組みも始まっています。

支え合う地域社会の中でもやはり現役世代が担う役割は多く、総人口減少・現役世代の都市部への流出等により、今後ますます雇用の維持・確保が厳しくなる中では、多様な働き方を地域企業も受け入れる必要があります。

（図表2）地域共生社会の実現に向けた取組の推進



（図表3）暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」

【地域共生社会の好循環】

- 子ども** 高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、健全な成長に効果。
- 高齢者** 子育て支援などで役割を持つことが、予防に効果。
- 障害者** 活躍する場を持つことが、自立・自己実現に効果。

地域の実践例①：「富山型デイサービス」（富山県）

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。

施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント

地域の実践例②：「おじゃまる広場」など（三重県名張市）

- 名張市では、子ども・高齢者・障害者の誰もが活躍できる場を作り出し、好循環を生み出す仕組みを構築。
- 高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。（「おじゃまる広場」、「子ども支援センター」など）
- このほか、「まちの保健室」は、介護・生活・子育てなどワンストップの相談窓口、地域づくりと地域福祉の総合的拠点として機能。

「つづおじゃまる広場」の光景：高齢者がボランティアとして、子育て支援・親子の孤立防止に活躍

子ども支援センターかかやきでは、高齢者や障害者が子育て家庭の支援で活躍

出所：厚生労働省

多様な働き方の一つとして、出産後、職場に復帰したり、仕事に就きながら子育てすることが一般的になっています。最後に、今回は育児に関する休業・休暇制度と事業者向け助成金について述べたいと思います。

育児休業と助成金

育児休業制度は、育児・介護休業法により規定されており、原則として1歳に満たない子どもを養育する労働者が取得する制度です。この制度は事業規模に関わりなく、全ての事業主が対象となります。

また、平成29年10月に改正法が施行されており、育児休業に関する改正のポイントは以下のとおりです。

① 育児休業期間の延長

子どもが保育所に入れない場合等に、育児休業期間を1歳6か月まで延長できましたが、改正により、申し出ることで最長2歳まで延長ができ、合わせて育児休業給付の支給期間も延長されました。

② 育児休業制度等の個別周知の努力義務

事業主は、労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、育児休業等に関する制度を個別に周知する努力を義務付けました。

③ 育児目的休暇制度の努力義務

事業主に対し、小学校入学前の子どもを養育する労働者が育児目的で利用できる休暇制度を、設ける努力を義務付けました。

こうした中、厚生労働省は、仕事と育児を両立できる職場環境の整備促進のため、事業者向け助成金の支給を行っています。

「両立支援等助成金（育児休業等支援コース）」

育児復帰支援プランを作成し、プランに沿って労働者に育児休業を取得、職場復帰させた中小企業主に支給します。

助成金額

育児取得時	28.5万円<36万円>
職場復帰時	28.5万円<36万円>
育児取得者の職場支援の取組をした場合	19万円<24万円> ※「職場復帰時」に加算して支給

<>内は生産性要件を満たした場合の支給額

1事業主2人まで支給

休業制度や助成金の詳しい要件については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。

岐阜信用金庫では、外部専門家と連携し、助成金の申請サポート・社内就業体制の見直し等、「雇用」に関する事業者様向けのサポートも行っております。

ご興味がある方は、是非ともお取引店までご用命ください。

岐阜信用金庫 成長戦略部
木下 理司

※第1回レポート「医療・介護制度の現状」はトークNo.127の中に、第2回レポート「地域包括ケアシステムの実現」はミニトークNo.1として、当金庫のホームページに掲載しています。